

令和5年度 就学援助制度

毎年、申請が必要です（小学校入学準備金を申請された方も再度必要です）

令和4年分（令和5年度）所得が未申告の場合は、必ず申告が必要です。

※すでに勤務先にて年末調整・確定申告をされている方は、改めて申告する必要はありません。

郵送申請

<問合せ先・送付先> 高槻市教育委員会 保健給食課
宛先：〒569-8501（住所不要）高槻市教育委員会 保健給食課 学校保健チーム 宛
TEL：072-674-7608（平日 9:00~17:15） FAX：072-674-7641
高槻市コールセンター（平日：午前8時~午後7時、土・日・祝・年末年始：9:00~17:00）
TEL：072-674-7111

提出は1世帯1部

援助の対象者

- 高槻市立の小学校又は中学校に在籍している児童若しくは生徒の保護者である
- 保護者の令和4年中の所得合計額が認定基準表の所得限度額以内である
- 生活保護法の適用を受けていない

記入例はこちら

【当初申請】令和5年5月10日（水）～5月19日（金）

郵送

5月19日消印有効

※郵送申請にご協力を

※申請書を記入する前に必ずホームページをご確認ください。（ホームページは右のQRコードから）

※簡易書留または特定記録郵便で郵送



窓口

高槻市役所 総合センター6階 会議室

平日のみ9:00~16:00

※窓口申請の場合、通帳及び下記⑩~⑫の原本持参

（5月22日（月）以降の提出の場合は、申請した月からの援助対象となります。）

必ず記入 ↓ ≪申請手順&チェック票≫ □に、数字やを入れてください。 ↓ 必ず記入 ↓

- 裏面の申請書に記入します。（ホームページの記入例参照）
- 裏面に記載の家族人数は、 人です。（保護者+税の扶養人数）
- 上記②の家族人数の内訳は、 合計と一致

保護者（申請者・配偶者）	人	
小学生・中学生	人	
高槻市立以外の小中学校に通っている兄弟	人	学校名（ <input type="text"/> ）
乳幼児、高校・大学・専門学校生	人	
その他	人	

- 裏面に記載の住所は住民票上の住所と、同じです 違います
- 配偶者は、います（単身赴任等で別住所に居住）
いません ⇒ 下記の理由に必ず及び時期を記入
離婚（年 月）or（約 年前）
死別（年 月）or（約 年前）
離婚前提で別居中 未婚
- 令和4年1月1日～令和4年12月31日の収入【申請者】あり なし 【配偶者】あり なし
- 現在、小学1年生・中学1年生の方にお聞きします。
小学校入学前・小学6年生時に入学準備金を、
受給した ⇒（市）で受給 受給していない

- 生活保護費を、
受給していません
受給しています ⇒ 就学援助対象外です
申請中です
- 振込先の通帳のコピーを、添付しました 申請者名義の通帳
- 現在住んでいるのは、
持家です（住宅ローンがある方はこちら）
借家ですが、契約書なし ⇒ 限度額の緩和なし
借家ですので、書類のコピーを添付します
賃貸契約書・家賃決定通知書・その他 ※いずれかに○
「所在地・貸主借主・家賃」の記載がある書類（最新版）
保護者が契約しているものに限りです
- ひとり親家庭
該当しません
該当しますので、書類のコピーを添付します
ひとり親家庭医療証・児童扶養手当証・戸籍謄本・その他
- 家族に障がい者が、※いずれかに○
いません
いますので、書類のコピーを添付します
障害者手帳・療育手帳・通所受給者証・その他 ※いずれかに○
- 令和5年1月1日時点で住んでいたのは、
高槻市内
高槻市外（市町村名：）
転入日（年 月 日）
海外

保護者の所得について認定基準表を確認しましたので、申請します。 申請者氏名：